

## 入札説明書

双葉町コミュニティーセンター改修工事に係る令和 8 年7月 8 日付け双葉町公告第 13 号に基づく入札については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 入札に付する事項

(1) 工事番号

8 双総工第 9 号

(2) 工事名称

双葉町コミュニティーセンター改修工事

(3) 工事場所

双葉郡双葉町大字長塚字町西 39 番地の 22 外

(4) 工 期

令和9年10月31日まで

(5) 工事内容

改修工事:鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積:1,809.74 m<sup>2</sup>

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、屋外整備工事一式

別紙「設計書、実施設計図」のとおり

### 2. 入札参加資格

入札に参加する者は、入札公告期日において次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、本件入札に参加する必要な資格の認定を受けた者であること。ただし、入札参加資格者が入札日(開札日)までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは入札に参加することはできない。

・ 単体企業の要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 本件入札に係る公告の日から入札執行までの間に、双葉町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(昭和62年訓令第 2 号)による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 双葉町暴力団排除条例(平成 26 年条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 令和7・8年度双葉町入札参加資格者名簿において、種別業種「建築工事」に登録された者であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。た

だし、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

①一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定したものであること。

②公告日より過去 10 年の間に、上記①の有資格者として(8)に掲げる同種工事のどちらか1つ以上の経験を有する者であること。

ただし、次の a 及び b に掲げる基準を全て満たさない場合は、「同種工事」の経験とはみなさない。

a 同種工事の着工(現場施工に着手する日)時点で上記①の資格を有していること。

b 同種建築物の着工から完成までの過半に従事していること。

③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

(7) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

①本工事に係る設計業務等の受注者は以下に掲げる者をいう。

商号 株式会社 松田平田設計 東京都港区元赤坂 1 丁目 5 番 17 号

株式会社 山設計工房 東京都千代田区九段北 1 丁目 10 番 1 号

株式会社 山本堀アーキテクツ 東京都渋谷区猿楽町 29 番 18 号

②当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者は、次の a 又は b に該当する者をいう。

a 当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

b 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(8) 元請業者として、公告日より過去 10 年の間に次の①及び②の要件を満たす工事(同種工事)を受注し、完了した実績があること。

①延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリート造による建築物の新築又は改修工事。

②発注者が国、地方公共団体、独立行政法人その他これらに準ずる公的機関であり、請負金額が 10 億円以上である建築工事。

(9) 令和 7・8 年度双葉町入札参加資格者名簿において「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」における建築一式の総合評定値(P)が 1,000 点以上である者であること。

・ 共同企業体の要件

(1) 双葉町建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成 4 年 3 月 17 日 告示第 1 号)に基

- づき共同企業体を構成すること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (3) 双葉町暴力団排除条例(平成 26 年条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
  - (4) 令和7・8年度双葉町入札参加資格者名簿において、種別業種「建築工事」に登録された者であること。
  - (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。
    - ①一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定したものであること。
    - ②公告日より過去 10 年の間に、上記①の有資格者として(7)に掲げる同種工事のどちらか1つ以上の経験を有する者であること。

ただし、次の a 及び b に掲げる基準を全て満たさない場合は、「同種工事」の経験とはみなさない。

      - a 同種工事の着工(現場施工に着手する日)時点で上記①の資格を有していること。
      - b 同種建築物の着工から完成までの過半の期間に従事していること。
    - ③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
    - ④申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
  - (6) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
    - ①本工事に係る設計業務等の受注者は以下に掲げる者をいう。

商 号 株式会社 松田平田設計	東京都港区元赤坂 1 丁目 5 番 17 号
株式会社 山設計工房	東京都千代田区九段北 1 丁目 10 番 1 号
株式会社 山本堀アーキテクト	東京都渋谷区猿楽町 29 番 18 号
    - ②当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者は、次の a 又は b に該当する者をいう。
      - a 当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
      - b 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(7) 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は元請業者として、公告日より過去 10 年の間に次の①及び②の要件を満たす工事(同種工事)を受注し、完了した実績があること。

①延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリート造による建築物の新築又は改修工事。

②発注者が国、地方公共団体、独立行政法人その他これらに準ずる公的機関であり、請負金額が 10 億円以上である建築工事。

(8) 代表者は令和 7・8 年度双葉町入札参加資格者名簿において「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」における建築一式の総合評定値(P)が 1,000 点以上である者であること。

### 3. 入札参加資格等の確認

入札参加希望者は、2. に掲げる入札参加資格を有することを証するため次の書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期間中に申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### (1) 提出書類

① 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号)

② ①の申請書に示す添付書類

#### (2) 受付期間

公告の日から令和 8 年 7 月 30 日(木)

午前 9 時から午後 5 時まで(ただし、土・日曜及び祝祭日を除く。)

#### (3) 提出先

〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4

双葉町役場 総務課

#### (4) 提出方法

郵送又は持参とする(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留で送付とし、令和 8 年 7 月 30 日(木) 午後 5 時必着とする。)

#### (5) 提出部数

各 2 部

#### (6) 一般競争入札参加資格設定審査結果通知書の送付

令和 8 年 8 月 5 日(水)

電子メール等にて通知し、書面は郵送とする。

### 4. 入札の方法等

(1) 入札方法:一般競争入札

(2) 入札時に必要な書類等

ア 入札書

イ 委任状(代理人が入札する場合)

- (3) やむを得ない事態が発生した時は、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。
- (4) 入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- (5) 施行令第 167 条第 10 の 2 第 2 項に基づき、最低制限価格を設定する。
- (6) 入札(開札)日時:令和 8 年 8 月 20 日(木) 午後 1 時 30 分から  
入札(開札)場所:双葉町役場 1 階大会議室 1(双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地4)  
入札(開札)の立会:1名とする。
- (7) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。  
ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき  
イ 指定の日時までに入札書が提示されないとき  
ウ 委任状・入札書への記名押印を欠くとき  
エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき  
オ 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札を行ったとき  
カ 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき  
キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき  
ク 代理人が委任状を持参しないとき  
ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき
- (8) 入札執行回数  
入札執行回数は原則 3 回を限度とする。
- (9) 再入札  
予定価格の制限範囲内に達する入札が無い場合は、入札最低価格を発表した上で、直ちに再入札を行う。  
再入札の意思のある者は、再入札の際を考慮し、再入札書(押印のあるもの)を複数準備すること。  
再入札の場合も指定の様式で入札額を記載・押印した入札書を提出すること。  
再入札に参加しない場合は、辞退を申し出て会場から退出すること。
- (10) 落札者の決定方法  
ア 予定価格の制限範囲内で、最低の価格の申し込みをした者を落札者とする。  
イ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定によるくじにより落札者を決定する。  
ウ 入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最低価格で入札した者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することができる。

## 5. 入札保証金

- (1) 一般競争入札参加資格があると認められた者で一般競争入札の参加を希望する者(以下「入札参加者」)は、双葉町財務規則第 114 条の規定により入札保証金を納入しなければならない。
- (2) 入札保証金の免除を希望する入札参加者は、入札保証金免除申請書(様式第 10 号)を町長に提出し、双葉町財務規則第 115 条の規定に該当すると認められた場合に、入札保証金を免除するものとする。

### ア 受付期間

一般競争入札参加資格確認審査結果通知があった日から入札日の 3 日前までの午前 9 時から午後 5 時までとする。(ただし、土・日曜及び祝祭日を除く。)

### イ 提出先

〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4  
双葉町役場 総務課

### ウ 提出方法

郵送又は持参とする。(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留で送付とし、入札日の 3 日前の午後 5 時必着とする。)

## 6. 支払条件

- (1) 前金払:出来高予定額の 40%  
中間前払金:出来高予定額の 20%
- (2) 部分払:3 回(中間前金払をする場合は 2 回)

## 7. 契約保証金

- (1) 落札者は、双葉町財務規則第 97 条の規定に基づき、契約保証金を納入しなければならない。  
ただし、双葉町財務規則第 98 条の規定に基づき、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

## 8. 契約

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

### 契約書等の作成等

- ア 双葉町財務規則第 94 条及び双葉町工事請負契約約款に基づき契約書を作成する。
- イ 契約の締結は、落札決定通知を受けてから速やかに行うこと。
- ウ 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- エ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さ

なければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。また、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付きなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 700 万円以上の不動産もしくは動産の買い入れもしくは売り払い(土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに限る。)とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した、仮契約書により仮契約を締結するものとする。ただし、可決されなかった場合は、落札者にこのことによる損害を生じた場合において、発注者は一切その賠償の責めに応じないものとする。

## 9. 質問に関する事項

### (1) 質問の提出方法

仕様書等の記載内容に質問がある場合は、入札説明書に関する質問書(様式第1号)に記載し、双葉町総務課宛に FAX 又はメールにて送付すること。

FAX:0240-33-2111

E-mail:soumu@town.futaba.fukushima.jp

また、質問した旨を必ず提出先である双葉町総務課へ電話連絡すること。

TEL:0240-33-0124

### (2) 質問受付期間

公告した日から令和 8 年 7 月 21 日(火) 午後 5 時まで

### (3) 質問への回答

回答については、令和 8 年 7 月 24 日(金)まで(ただし、質問内容が複雑であるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。)に、双葉町のホームページにおいて公開する。なお、事業者名の公開は行わない。

## 10. その他

- (1) 入札に必要な書類の作成及び提出に要する費用は、各事業者の負担とする。
- (2) この入札説明書の交付を受けた者は、町から提供を受けた文書等を第三者に漏らしてはならず、本件業務手続以外の目的に供してはならない。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (4) 入札から落札者の決定までに入札者が 2 の入札参加資格の要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とはしない。
- (5) 本工事は週休 2 日モデル工事(発注者指定型)とする。
- (6) 入札説明書及び各書式等は双葉町役場のホームページからダウンロードすることができる。

双葉町ホームページ:<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>